



石川労働局発表

平成29年9月1日（金）

【照会先】

石川労働局 職業安定部 職業安定課

課長 越野 桂一

課長補佐 春木 謙一郎

電話（076）265-4427

報道関係者 各位

珠洲市と石川労働局が雇用対策協定を締結します

～石川県内の基礎自治体と労働局との協定締結は初めて～

珠洲市（市長 泉谷 満寿裕）と石川労働局（局長 小奈 健男）は、「珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「人をひきつける魅力あるまち」「みんなが活躍できる活力あるまち」の実現を目指し、生産年齢人口の確保やU・Iターン者の就職促進などの雇用に関する課題に対して相互に密に連携して取り組むため、雇用対策協定を締結いたします。

◆連携協定締結式

○日時 平成29年9月7日（木）11時30分～

○場所 珠洲市役所 3階会議室

（珠洲市上戸町北方一字6番地の2）

○出席者 珠洲市長 泉谷 満寿裕 / 石川労働局長 小奈 健男

○締結式の内容 協定の趣旨説明・協定書の署名

◆協定の内容等

別添1「珠洲市雇用対策協定（概要）」、別添2「珠洲市雇用対策協定（案）」をご参照ください。

◆雇用対策協定の締結状況

・雇用対策協定は、地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的とするもの。

・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は珠洲市が初めて（石川県とは平成28年3月に締結）

・全国では134自治体（43都道府県 82市 8町 1村）が締結（平成29年3月31日時点）



珠洲市雇用対策協定(概要)



1 協定の目的

珠洲市と石川労働局は、「珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「人をひきつける魅力あるまち」、「みんなが活躍できる活力あるまち」の実現を目指し、生産年齢人口の確保やU・Iターンの就職促進などの雇用に関する課題(以下、「課題」という。)に対して相互に密に連携して取り組むことを目的とする。

2 協定締結のメリット

○課題を共有・見える化 ○課題に対する双方の役割の整理・明確化 ○課題に対する施策の目標を設定・共有し、一体的に実施 ○運営協議会※を設置し、連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進 ○協定に基づき相互に必要な要請が可能

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、珠洲市(企画財政課、産業振興課)及び石川労働局(職業安定課、ハローワーク能登)で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

3 協定に基づく取組事項(案)

課 題

- ① 生産年齢人口の確保
- ② U・Iターンの就職促進
- ③ 企業の情報発信



《共同で取り組む事業(案)》

- 珠洲市とハローワーク能登及び珠洲市地域職業相談室が連携し、地元求職者、地元高校の卒業生、市外の大学等進学者を含むU・Iターン希望者等を対象とした、市内企業のガイダンス・企業見学会・就職面接会を共催。
- 市内企業でつくられているモノや働くひとにスポットを当てた企業情報サイト「珠洲おしごとナビ」、珠洲市若者定住促進支援事業、国の労働関係助成金、求人情報等のそれぞれの制度や情報を相互のツールの活用により周知。

【参考】雇用対策協定とは？

- ・地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的として締結するもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は珠洲市が初めてとなる(石川県とは平成28年3月に締結)
- ・全国では134自治体(43都道府県 82市 8町 1村)が締結(平成29年3月31日時点)

珠洲市雇用対策協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、珠洲市と厚生労働省石川労働局（以下「石川労働局」という。）が、「珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「人をひきつける魅力あるまち」、「みんなが活躍できる活力あるまち」の実現を目指し、生産年齢人口の確保やU・Iターンの就職促進などの雇用に関する課題に対して相互に密接に連携して取り組むことを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 珠洲市及び石川労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、珠洲市及び石川労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 珠洲市長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 珠洲市長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、珠洲市及び石川労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条

1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、珠洲市及び石川労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、珠洲市長及び石川労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

平成29年9月7日

珠洲市長

厚生労働省石川労働局長